

マッチングサポートセンター運営実施要領

(目的)

第1条 かごしま出会いサポートセンター（以下「センター」という。）は、当該会員同士のお引き合わせ（以下「お引き合わせ」という。）の立会人としてマッチングサポートナー（以下「サポートナー」という。）を派遣し、お引き合わせを安心安全に行うとともに、交際への移行を支援する。

(役割)

第2条 サポートナーの役割は、次のとおりとする。

- (1) お引き合わせの日程調整及び立会い
- (2) お引き合わせ後の交際フォロー
- (3) センターが行う事業への協力

(要件)

第3条 サポートナーは次の(1)から⑩のすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に居住している30歳以上の者
- (2) メールでセンター及び当該会員等と連絡できる環境にあること
- (3) 第2条の役割を理解し、当該事業に熱意のあること
- (4) 氏名・居住地（市町村名）をWebサイトへ公開することに同意すること
- (5) お引き合わせにあたり、当該会員及びお引き合わせ場所となる応援企業に氏名・連絡先を開示することに同意すること。
- (6) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）ではないこと
- (7) 政治活動、営業活動及び宗教活動等目的としていない者。
- (8) 当該事業で知り得た秘密及び個人情報を本人の了承なく、開示し、漏洩し、又は利用しないこと
- (9) 面接等によりセンターが適当と認める者であること
- (10) センターが実施するサポートナー研修をすべて受講した者

(申込み)

第4条 第2条、第3条に賛同する者は、次の方法により申し込むことができる。

- (1) センターホームページの「応募フォーム」から必要事項を入力して申し込む。
- (2) センターホームページからマッチングサポートナー申込用紙（別紙様式1）をダウンロードし、必要事項を記入して、センターに直接持参または郵送、ファクシミリで送付する。
- 2 上記(1)、(2)に共通するものとして、証明証等貼付用のご自身の写真と本人確認のための身分証（顔写真つき）のコピーを持参または郵送する。
- 3 第5条1の研修を受講したのち、マッチングサポートナー誓約書（別紙様式2）、個人情報保

護に関する誓約書（別紙様式3）に署名の上、提出する。

4 登録料等は要しないが、登録書類等の送付で必要となる郵送料等は応募者が負担する。

（研修）

第5条 サポーター登録にあたって受講が必要な研修は次のとおりとする。

- (1) 恋のキューピッド マッチングの概要説明
- (2) 業務マニュアルについて
- (3) 個人情報の取扱いについて
- (4) サポーターとしてのマナーについて

2 センターは、登録後も定期的にフォローアップ研修を開催する。

（登録）

第6条 センターは、応募者のうち、第3条 ((6)及び(7)を除く) の要件を満たす者の一覧を鹿児島県（以下「県」という。）に報告する。報告に基づき、県が第3条(6)及び(7)の要件を満たすことを確認した後、センターは当該応募者をサポーターに登録し、顔写真付き認定証を発行する。

（登録の取消）

第7条 次のいずれかに該当する場合は、サポーター登録を取り消すものとする。

- (1) 本人から登録を辞退する申し出があった場合
- (2) サポーターとして不適切な行為が認められた場合

（お引き合せサポーターの決定）

第8条 センターはサポーター登録者の中から、お引き合せの際の立会い及びお引き合せ後の交際フォローを行うサポーターを決定する。

（費用）

第9条 サポーターへの費用

- 1 サポーターは無報酬とする。
- 2 お引き合せの場への交通費は、お引き合せした会員から1名につき500円（合計1,000円）を受け取る。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、サポーターの募集等に関し必要な事項は、センターが県と協議して定める。

附 則

- 1. この要領は、平成29年4月1日より施行する。

2. この要領は、令和5年10月1日より施行する。